

角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業と の調和に関する条例に係る事業実施の手引き

令和7年7月1日施行

令和7年7月30日一部改訂

宮城県角田市生活環境課

この手引きにおいて、角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を「条例」、角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則を「規則」として説明しています。

目 次

I 全般的事項

1. 条例制定の背景	1
2. 目的（条例第1条）	1
3. 用語解説（条例第2条）	2
4. 市の責務（条例第3条）	2
5. 市民の責務（条例第4条）	2
6. 事業者の責務（条例第5条）	3
7. 土地所有者の責務（条例第6条）	3
8. 適用を受ける事業（条例第8条）	4
9. 災害及び事故発生時の対応（条例第15条）	4

II 抑制区域

1. 抑制区域の指定（条例第7条）	5
-------------------	---

III 発電事業に関する手続き

1. 発電事業に関する手続き（全般）	7
2. 発電開始までの手続き（条例第9条・第10条・第11条・第12条）	8
（1）住民等から意見書が提出された場合の手続き（条例第9条、規則第4条）	10
（2）同意（条例第11条、規則第6条）	10
3. 工事の中止・再開の届出（条例第12条・第13条、規則第7条）	11
4. 維持管理等に関する報告（条例第14条・規則第9条）	11
5. 事業承継の手続き（条例第13条、規則第8条）	12
6. 事業の終了等の届出（条例第16条、規則第10条）	12
7. 事業計画変更等の手続き（条例第9条・第10条、規則第3条・第5条）	13
8. 報告及び立入調査（条例第17条、規則第11条）	13
9. 助言、指導又は勧告（条例第18条、規則第12条）	14
10. 公表（条例第19条、規則第13条・第14条）	14
11. 施行期日（条例附則）	15
12. 経過措置（条例附則）	15

I 全般的事項

1. 条例制定の背景

地球温暖化対策の一つとして再生可能エネルギーの導入が進められている中、平成24年7月に固定価格買取制度が始まってから、大規模な太陽光発電施設を中心に、再生可能エネルギーを利用した発電事業への参入が進んでいます。

特に大規模な太陽光発電施設は、メンテナンスが少なく人件費を含めた維持管理費を抑制できる等の理由から導入が大きく進んでいる一方で、場所の確保の観点から森林を伐採し造成するケースも増えており、設置による景観の阻害や土砂崩れ等の自然災害の発生、住民への説明不足によるトラブルの発生が懸念されます。また、太陽光以外の再生可能エネルギーにおいても、騒音や振動、悪臭被害など、設置に伴う生活環境や健康への影響が危惧されます。

本市においては、近年自然災害が発生しており、平成23年3月東日本大震災では最大震度6弱を観測し甚大な被害をもたらし、更に、令和元年には台風第19号による記録的な豪雨により河川の氾濫など、続けざまに被害をもたらしています。

このようなことから、本市の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心で快適な生活環境と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、事業者の手続きその他必要な事項を定め、もって自然環境等に配慮した、災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として制定するものです。

2. 目的（条例第1条）

この条例は、市の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心で快適な生活環境と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、事業者の手続きその他必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した再生可能エネルギーの利用を促進し、災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的としています。

3. 用語解説（条例第2条）

再生可能エネルギー源	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第4条に規定するものをいう。 ①太陽光②風力③水力④地熱⑤太陽熱 ⑥大気中の熱その他の自然界に存する熱⑦バイオマス
再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
事業	再生可能エネルギー発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
事業者	事業を計画し、これを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
事業区域	事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。
土地所有者等	事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
住民等	行政区（事業区域を含む行政区及び事業により影響を受けると認められる行政区をいう。以下同じ。）内に居住する者及び所在する法人その他の団体並びに行政区内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者で、事業により影響を受けると認められる者をいう。

4. 市の責務（条例第3条）

市は、この条例の適切かつ円滑な運用が確保されるよう必要な措置を講じなければなりません。

5. 市民の責務（条例第4条）

市民は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければなりません。

6. 事業者の責務（条例第5条）

- (1)関係法令及びこの条例を遵守し、豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心で快適な生活環境と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため必要な措置を講じるとともに、住民等との良好な関係を保つよう努めなければなりません。
- (2)再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければなりません。
- (3)事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、適正に処分し、事業区域に係る土地を原状に回復しなければなりません。
- (4)事業終了後に行う再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分並びに原状回復を速やかに講じるため、必要な資金の確保に努めなければなりません。

7. 土地所有者の責務（条例第6条）

自然環境や景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生するおそれのある事業を行う事業者に対し、土地を使用させることのないよう努めなければなりません。また、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めるよう努めなければなりません。

8. 適用を受ける事業（条例第8条）

この条例は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（発電出力）が 10kw 以上の事業に適用されます。実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力（既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合も含む。）で適用となります。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業や、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力 50kw 未満の事業は除きます。

■発電出力等による条例の適用状況確認表

【○：適用、—：適用外】

No.	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
		建築物の屋根、 屋上又は壁面	左記以外		
			抑制区域外	抑制区域	
①	10kw 以上	—	○ ※1 例外あり	○	○
②	10kw 未満	—	—	—	—

※1 太陽光発電で、抑制区域以外において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う 10kw 以上 50kw 未満の事業は適用外となります。

※ 実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力で適用となります。

※ 既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、上記の発電出力以上となる事業も適用となります。

9. 災害及び事故発生時の対応（条例第15条）

事業者は、事業区域内における災害及び災害による自然環境等への被害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講じるとともに、住民等に周知し、市長に報告しなければなりません。

市は、事業者から報告を受けたとき又は災害若しくは被害が発生するおそれがあると認められるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができます。

事業者は、事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければなりません。

II 抑制区域

1. 抑制区域の指定（条例第7条）

再生可能エネルギー発電事業において、災害の防止又は自然環境等の保全のために配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」に指定します。

抑制区域内での事業については、原則として市は同意しません（ただし、市がこの条例の目的に照らして支障がないと認めた場合を除きます。）。

<抑制区域>

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 地すべり防止区域
- (3) 砂防指定地
- (4) 土砂災害警戒区域
- (5) 土砂災害特別警戒区域
- (6) 保安林
- (7) 河川区域
- (8) 農用地区域
- (9) 地域森林計画区域
- (10) 自然環境保全地域
- (11) 緑地環境保全地域
- (12) その他市長が必要と認める区域

※ 抑制区域の内容及び確認先については下表を参照。

「角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に定める抑制区域の確認先一覧表		
(1) 急傾斜地崩壊危険区域		
急傾斜地でその崩壊により相当数の居住者に危害が生じるおそれのある区域等。	関係法令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
	確認先 県	宮城県大河原土木事務所 行政班 電話：0224-53-3903 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎3階）
(2) 地すべり防止区域		
地すべりしているか地すべりのおそれの大きい区域及び、隣接する土地で地すべりを誘発・助長するおそれのある区域	関係法令	地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
	確認先 県	宮城県大河原土木事務所 行政班 電話：0224-53-3903 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎3階）
(3) 砂防指定地		
治水上砂防のため砂防設備を要し、又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。	関係法令	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
	確認先 県	宮城県大河原土木事務所 行政班 電話：0224-53-3903 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎3階）
(4) 土砂災害警戒区域		
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。	関係法令	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項
	確認先 県	宮城県大河原土木事務所 行政班 電話：0224-53-3903 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎3階）

(5) 土砂災害特別警戒区域		
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	関係法令	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
	確認先 県	宮城県大河原土木事務所 行政班 電話：0224-53-3903 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎3階）
(6) 保安林		
水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。	関係法令	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項
	確認先 県	大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班 電話：0224-53-3252 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎2階）
(7) 河川区域		
河川の流水が継続している土地等や堤防敷の区域。	関係法令	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項
	確認先 国	【国管理河川（一級河川指定区間外）】 東北地方整備局仙台河川国道事務所 電話：022-248-4131 所在地：宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1番60号
		【県管理河川（一級河川指定区間および二級河川）】 宮城県大河原土木事務所 行政班 電話：0224-53-3903 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎3階）
市	【市町村管理河川（準用河川）】 角田市役所 産業建設部建設課 電話：0224-63-2122 所在地：角田市角田字大坊41番地	
(8) 農用地区域		
農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域。	関係法令	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号※特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。
	確認先 市	角田市役所 産業建設部農林振興課 電話：0224-63-2119 所在地：角田市角田字大坊41番地
(9) 地域森林計画区域		
森林の多様な機能の高度発揮や持続可能な森林経営の実現、森林資源の適正な利用等を目的として指定された区域。	関係法令	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第5条第1項 ※都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内の区域を除く。
	確認先 県	【森林法第5条の区域】 大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班 電話：0224-53-3252 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎2階）
		【森林法第5条の区域】 角田市役所 産業建設部農林振興課 電話：0224-63-2119 所在地：角田市角田字大坊41番地
(10) 自然環境保全地域		
自然環境の保全に努めることで、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された、優れ自然環境を維持している地域。	関係法令	自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項
	確認先 県	大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班 電話：0224-53-3252 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎2階）
(11) 緑地環境保全地域		
自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資するものとして指定された地域。	関係法令	自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第23条第1項
	確認先 県	大河原地方振興事務所 林業振興部森林管理班 電話：0224-53-3252 所在地：柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎2階）
(12) その他市長が必要と認める区域		

Ⅲ 発電事業に関する手続き

Ⅰ. 発電事業に関する手続き（全般）

- ・ 条例では、事前に住民説明会の開催、市との協議、市の同意を得た上での工事着手を義務付けています。
- ・ 基本的な手続の流れとしては、事前に市へ相談した上で、住民等に対して事業の内容等に関する説明会を開催。その後、事業に着手しようとする日の90日前までに市との協議を行い、同意を得ることとなります。
- ・ 市の同意後、発電設備の設置工事を行えるようになります。
- ・ 発電事業を終了した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただきます。

■基本的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続きの流れ

番号	内 容	実 施 者
1	事前準備・相談	事業者→市
2	住民等への説明会	事業者→住民等
3	住民等からの意見等に対する対応・協議	事業者→住民等
4	市への協議	事業者→市
5	審査	市
6	同意の通知	市→事業者
7	工事着手の届出	事業者→市
8	工事（事業着手日）	事業者
9	工事完了の届出	事業者→市
10	発電開始	事業者
11	事業終了の届出	事業者→市

■住民等への説明会

説明会の対象とする範囲は次のページのとおりとし、個人宅への投函や戸別訪問による書面配布の説明ではなく、必ず対面形式の説明会を開催してください。また、意見書の提出方法について、必ず説明をお願いします。なお、説明会の会議録を作成し出席者のどなたか1名以上に署名をもらった上で協議の際にご提出願います（任意様式）。

開催方法や、説明内容の詳細については、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（2024年2月資源エネルギー庁策定）」を参考に実施してください。

【説明会の対象範囲】

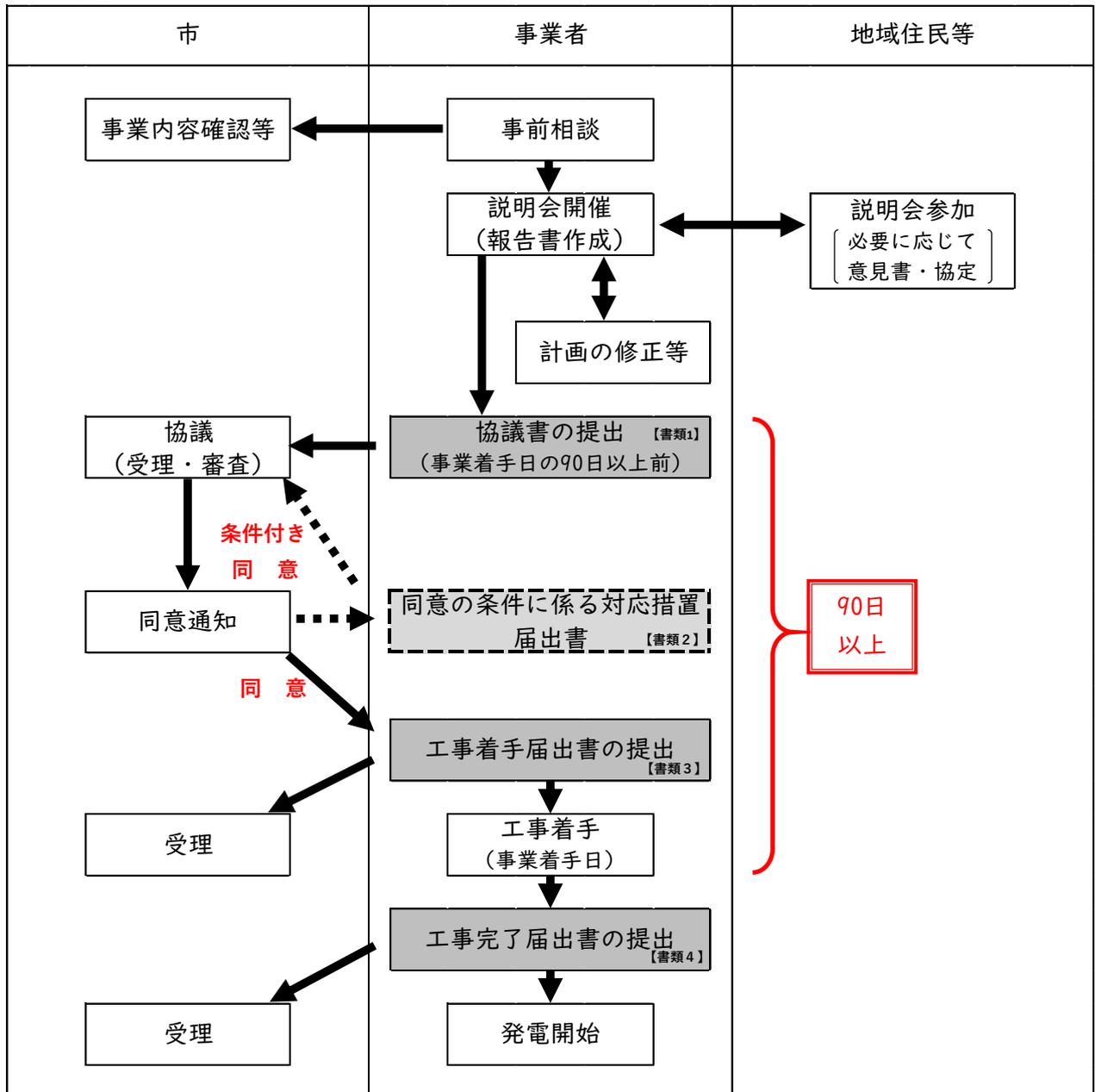
事業実施場所に隣接する土地及び建物の所有者等のほか

- ・ 低圧（10 kW 以上 50 kW 未満）…事業実施場所から 100m の範囲内の居住者等
- ・ 高圧・特別高圧（50 kW 以上）…事業実施場所から 300m の範囲内の居住者等

2. 発電開始までの手続き（条例第9条・第10条・第11条・第12条）

- ・ 事業を開始するときは、市への協議を行う前に、住民等に対し、事業の内容に関する説明会を開催し、住民等の理解が得られるよう努めなければなりません。
- ・ 住民等への説明会終了後、事業に着手しようとする日の90日前までに市へ協議を行い、同意を得る必要があります。

■ 発電開始までの手続きの流れ



【書類1】 ※正副2通を提出

1	再生可能エネルギー発電事業協議書 【様式第4号】
2	事業計画書 【様式第5号】
3	住民等に対する説明会の内容が分かる書類 ・説明会報告書【様式第6号】 添付書類：説明会で配布した資料 ※住民等の意見に対し見解書を作成している場合の追加 ・対応状況報告書【様式第3号】 添付書類：住民等意見書【様式第1号】の写し、見解書【様式第2号】の写し
4	再生可能エネルギー発電事業確約書 【様式第7号】
5	土地所有者等の同意書【様式第8号】 ※事業者が土地所有者と異なる場合
6	法人の登記事項証明書の写し（法人の場合）
7	住民票抄本の写し（個人の場合）
8	事業場所が分かる書類 ・位置図 ・現況写真 ・公図の写し ・土地の登記事項証明書の写し
9	土地利用計画図（配置図） ※縮尺1000分の1以上のもの
10	造成に係る書類 ※造成を含む事業の場合 ・土地造成計画平面図 ※縮尺1000分の1以上のもの ・土地造成計画縦断図 ※縮尺 縦100分の1以上、横1000分の1以上のもの ・土地造成計画横断図 ※縮尺100分の1から200分の1まで
11	建築物又は工作物の設計図（平面図、立面図、断面図）
12	流量計算書
13	排水計画図（平面図、断面図）
14	排水施設構造図
15	排水に係る放流承諾書
16	事業影響予測図（事業に伴う周囲への影響範囲の予測図面（騒音、振動、電磁波、反射光等））
17	工事施工方法書（計画書） ※作業方法及び工法を示した図書
18	工事実施体制表 ※施主、工事施工者、施工管理者等を示した図書
19	他の法令等による許認可等を受けている場合はその写し
20	保守点検（維持管理）計画書
21	保守点検（維持管理）費用及び廃棄等費用積立計画書
22	その他市長が必要と認める書類

【書類2】

1	同意の条件に係る対応措置届出書【様式第11号】 ※条件付き同意の場合
---	------------------------------------

【書類3】

1	工事着手届出書【様式第12号】添付書類：工事工程表
---	---------------------------

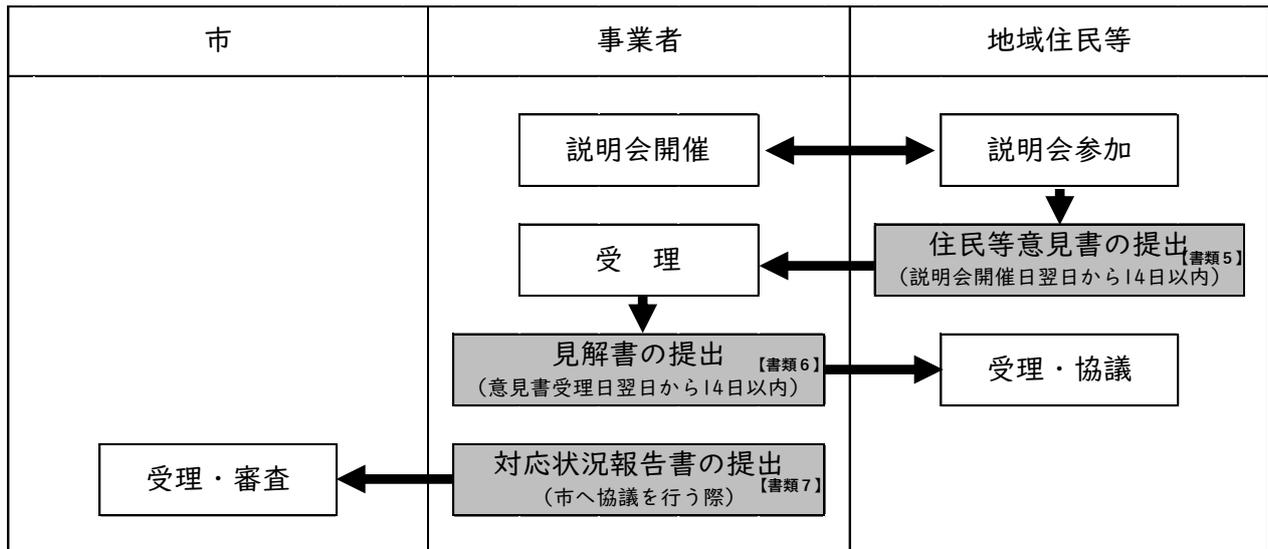
【書類4】

1	工事完了届出書【様式第12号】添付書類：工事写真（施工前、施工中、施工後）
---	---------------------------------------

(1) 住民等から意見書が提出された場合の手続き（条例第9条、規則第4条）

- ・事業者は、事業の内容等に関する説明会の開催後、住民等から住民等意見書【様式第1号】が提出された際は、当該住民等に対して見解書【様式第2号】を提出し、誠意をもって協議を行わなければなりません。
- ・住民等へ見解書を提出した場合、市への協議を行う際には、対応状況報告書【様式第3号】を添付書類とあわせて提出しなければなりません。

■手続きの流れ



【書類5】

1	住民等意見書【様式第1号】
---	---------------

【書類6】

1	見解書【様式第2号】
---	------------

【書類7】

1	対応状況報告書【様式第3号】 ※市へ協議を行う際に提出 添付書類：住民等意見書【様式第1号】の写し、見解書【様式第2号】の写し
---	--

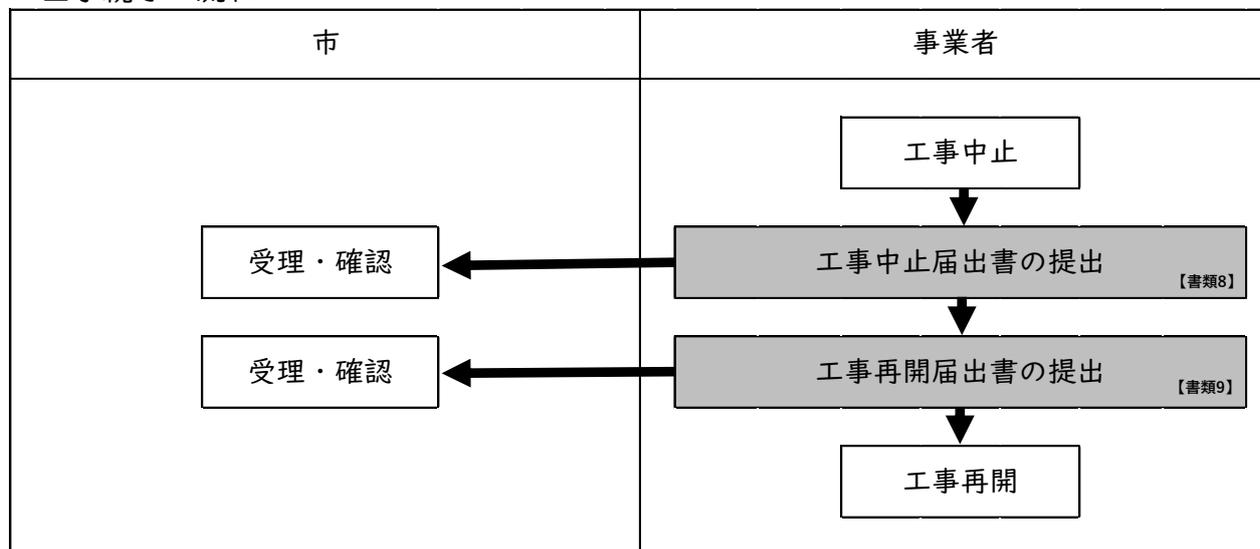
(2) 同意（条例第11条、規則第6条）

- ・事業区域の全部または一部が抑制区域に位置する場合、市は同意しません。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りではありません。
- ・同意に際し、災害の防止及び自然環境等の保全のために、必要な条件を付す場合があります。

3. 工事の中止・再開の届出（条例第12条・第13条、規則第7条）

同意を受けた後に、再生可能エネルギー発電設備の設置工事を中止するとき、もしくは中止していた工事を再開するときは、速やかに市へ届出をしなければなりません。

■手続きの流れ



【書類8・9】

1	工事（着手・完了・中止・再開）届出書【様式第12号】 添付書類：（中止の場合）工事写真（施工前、施工中、施工後）、（再開の場合）工事工程表
---	--

4. 維持管理等に関する報告（条例第14条・規則第9条）

事業区域の適正な管理及び保守点検・維持管理の実施状況について、年1回市へ報告しなければなりません。

事業開始の翌年度末を初回の提出とし、以降は毎年、年度末までに提出してください。

例）令和7年9月事業開始の場合、令和8年度末（令和9年3月末）

【提出書類】

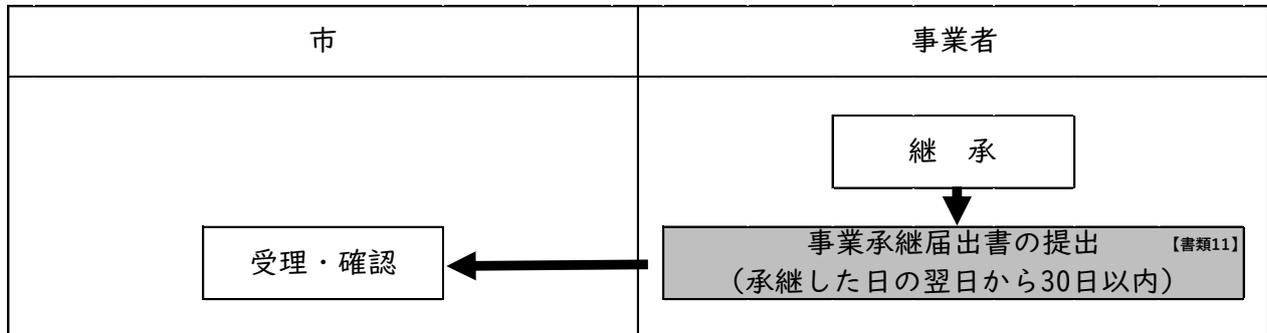
1	事業状況報告書【様式第14号】
---	-----------------

5. 事業承継の手続き（条例第13条、規則第8条）

事業譲渡等により、その地位を承継した場合は、地位を承継した日の翌日から起算して30日以内に市へ届出をしなければなりません。

※事業譲渡等とは、事業譲渡、相続、売買、合併、分割等が該当します。

■手続きの流れ



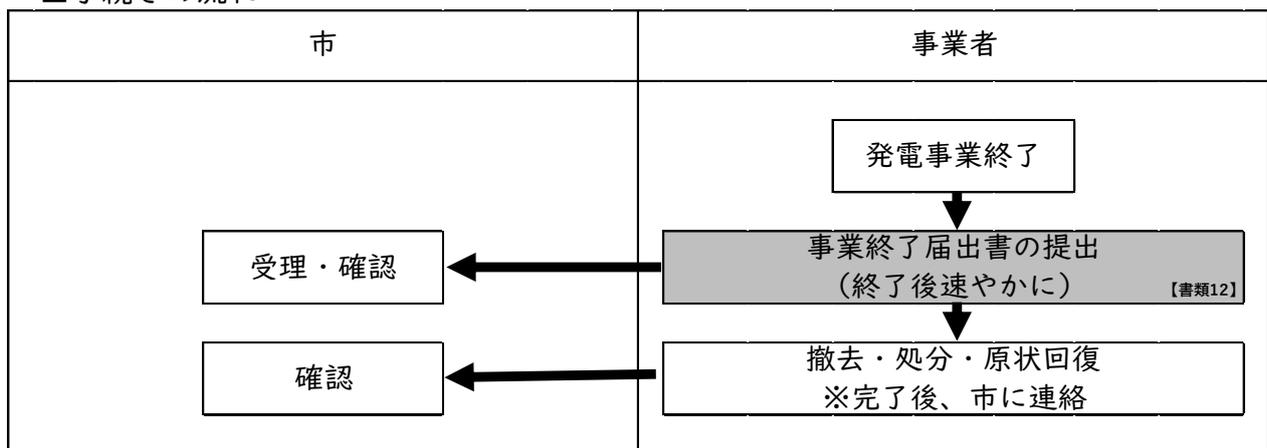
【書類11】

1	事業承継届出書【様式第13号】 添付書類：（法人の場合）登記事項証明書の写し、（個人の場合）住民票抄本の写し
---	---

6. 事業の終了等の届出（条例第16条、規則第10条）

- ・事業を終了したときは、速やかに市へ届出をしなければなりません。
- ・さらに、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、適正に処分し、事業区域に係る土地を現状（工事着手前の状態）に回復しなければなりません。

■手続きの流れ



【書類12】

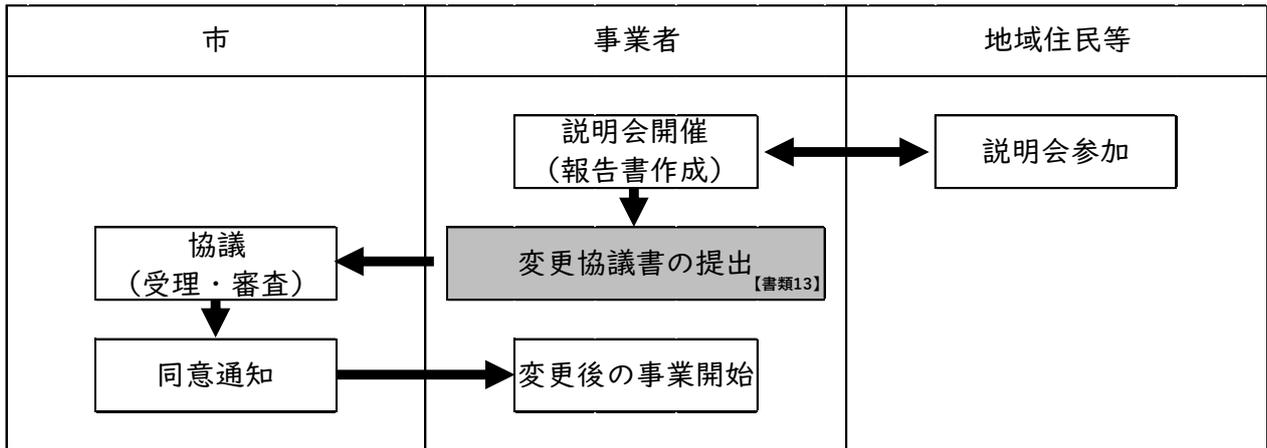
1	事業終了届出書【様式第15号】 添付書類：発電設備の撤去及び処分に係る工程表、その他関係書類
---	---

7. 事業計画変更等の手続き（条例第9条・第10条、規則第3条・第5条）

- ・市に届出をした事項を変更しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等の変更に関する説明会を開催しなければなりません（変更の内容が「発電出力の縮小」、「その他市長が認める軽微なもの」であるときは、この限りではありません。）。
- ・説明会の開催後、速やかに市と協議し、市の同意を得なければなりません。

※ 発電出力の増加、事業区域面積の増加などの変更を行う場合は、設置工事の際の手続きと同様の流れになります。

■手続きの流れ



【書類13】

1	再生可能エネルギー発電事業変更協議書【様式第9号】
2	当初届出書類①のうち変更に係る書類
3	住民等に対する説明会の内容が分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・説明会報告書【様式第6号】 添付資料：説明会で配布した資料 ※住民等の意見に対し見解書を作成している場合の追加 ・対応状況報告書【様式第3号】 添付書類：住民等意見書【様式第1号】の写し、見解書【様式第2号】の写し

8. 報告及び立入調査（条例第17条、規則第11条）

市は、この条例の施行に必要な限りにおいて、事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができるほか、職員に事業区域への立ち入り及び事業に関する事項を調査させ、関係者に質問させることができます。

9. 助言、指導又は勧告（条例第18条、規則第12条）

- ・市は、計画書において確認された維持管理計画が遵守されない場合、地域住民への著しい影響を及ぼすおそれがある場合、地域住民への適切な説明がなされていない場合など必要があると認めるときは、事業者に対して維持管理計画の遵守、施設の管理状況の報告、地域住民への説明などを求めるために助言又は指導を行うことができます。
- ・市は、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができます。

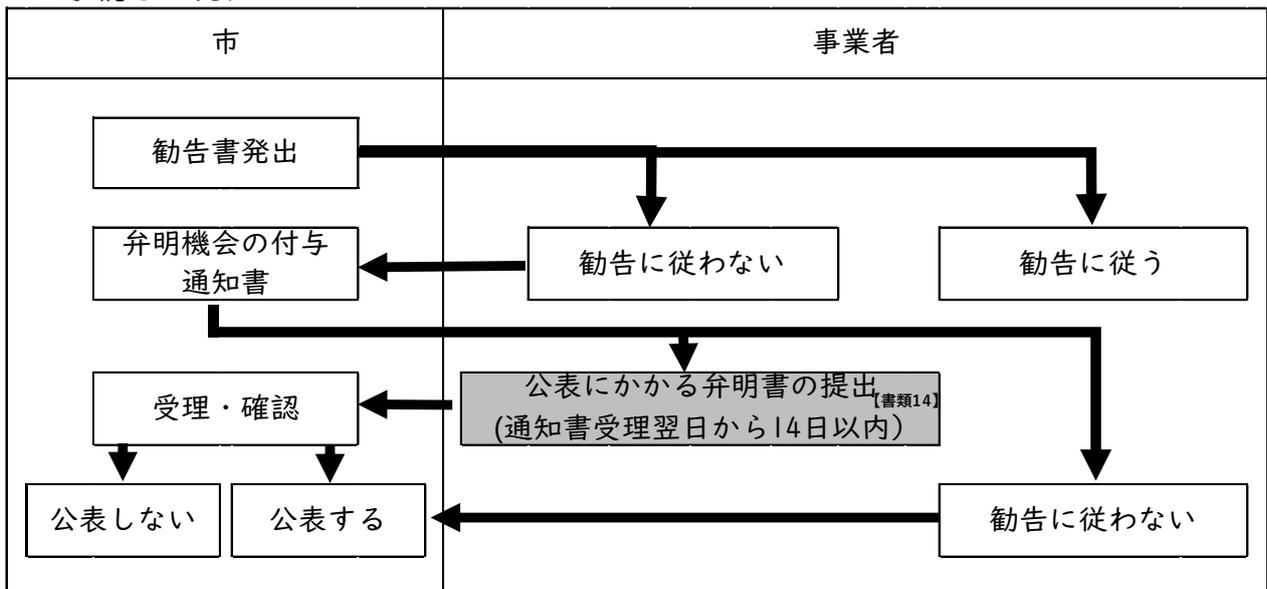
■勧告を行う理由

- ・事業実施に係る協議を行わないとき、又は協議の内容に虚偽があるとき
- ・正当な理由なく市の同意通知を受ける前に事業に着手したとき
- ・災害の防止及び自然環境等の保全のために付した必要な条件に従わないとき
- ・市の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- ・市の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ・市の立入検査の際に質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- ・正当な理由なく市の助言又は指導に従わなかったとき

10. 公表（条例第19条、規則第13条・第14条）

市は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。

■手続きの流れ



【書類14】

1	公表に係る弁明書【様式第20号】 添付書類：証拠書類を提出可能
---	---------------------------------

11. 施行期日（条例附則）

令和7年7月1日

12. 経過措置（条例附則）

- (1) 条例の施行日の時点で、事業に着手している場合は適用外となります。
- (2) 着手していない場合で、次のいずれかに該当する場合は適用外となります。
- ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
 - イ 地すべり等防止法第18条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
 - ウ 砂防指定地等管理条例（平成15年宮城県条例第42号）第5条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
 - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
 - オ 森林法第10条の2第1項又は第34条第1項若しくは第2項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
 - カ 河川法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
 - キ 自然環境保全条例第18条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
 - ク 自然環境保全条例第21条第1項又は第26条第1項に規定する届出を行ったもの
 - ケ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項に規定する認定を受けているもの
 - コ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受けているもの
 - サ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項、都市計画法第53条第1項、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、森林法第10条の8第1項又は景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定により市長に対する事前の協議若しくは届出を行っているもの
- (3) 施行日以後90日を経過する日（令和7年9月29日）までの間に事業に着手しようとする場合は、第10条第1項中「事業に着手しようとする日の90日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとします。

改訂履歴

改訂日	改訂箇所	改訂内容
令和7年7月30日	P7住民等への説明会	説明会の会議録作成と署名について 追記